

接続料の算定等に関する研究会（第85回） ご説明資料

2024年5月20日
ソフトバンク株式会社

事業者間精算料金のみの変更を事後報告にすることについて、
実態上の懸念等もなく、賛同します。

【理由】

- 税率変更は、相手国の税制度によるもの
(事業者意向は介在しない)
- GSMAにおいて「各事業者は少なくとも1つの標準料金が必要」との
規定もあり、不当な扱いは受けていない

- データサービスについては現在事前手続き不要なところ、認可対象の拡大によりスケジュール等ビジネスへの影響も生じるため、事後報告のみとしていただきたいと考えます。

- 仮に事前認可の対象とする場合、事業法40条にて「重要な事項」と限定されていることを踏まえ、その対象範囲は必要最小限とすることを要望します。

加えて、今回の見直し後も、事前認可の必要性について定期的に検証し、対象の縮小や届出への移行等の検討を要望します。

EOF